

第一号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】

【住所又は本店所在地】

【報告義務発生日】

【提出日】

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

【提出形態】

大量保有報告書

法第27条の23第1項

関東財務局長

弁護士 梶田 淳二

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

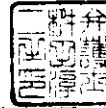
あさひ・狛法律事務所

平成16年12月1日

平成16年12月8日

1名

その他



## 第1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社インターネット総合研究所
会社コード	4741
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	マザーズ
本店所在地	東京都新宿区西新宿 1-26-2

## 第2 【提出者に関する事項】

## 1 【提出者(大量保有者) / 1】

## (1) 【提出者の概要】

## ① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	スタンフィールド・フィナンシャル・インク (Stanfield Financial Inc.)
住所又は本店所在地	英領バージン諸島、トートーラ、ロード・タウン、ウィッカムズ・ケイ I、 ヴァンタープール・プラザ2階 (Vanterpool Plaza, 2 <sup>nd</sup> Floor, Wickhams Cay I, Road Town, Tortola, British Virgin Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	2002年8月19日
代表者氏名	アヴィ・ヴィッジャー (Avi Vidger)
代表者役職	署名権者 (Authorized Signatory)
事業内容	投資

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	あさひ・狛法律事務所 堀口 淳子
電話番号	03 - 5219 - 1624

② 【保有目的】

キャピタル・ゲインねらいの純投資目的
--------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券(株)	832		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C 17,615	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合 計(株)	M 18,447	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 18,447		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+ G+H+I+J+K+L)	R 17,615		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成 16 年 12 月 1 日現在)	S 190,717.92 株
上記提出者の株券等保有割合 (%) (Q / (R + S) x 100)	8.85%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	—

## (4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単 価
平成16年11月16日		40	取得	
平成16年11月16日		1,110	取得	
平成16年11月16日		159	処分	
平成16年11月17日		120	処分	
平成16年11月18日		5	処分	
平成16年11月18日		35	処分	
平成16年11月19日		70	処分	
平成16年11月22日		80	処分	
平成16年11月24日		100	処分	
平成16年11月25日		100	処分	
平成16年11月26日		100	処分	
平成16年11月29日		147	処分	
平成16年11月30日		122	処分	
平成16年12月1日		80	処分	
平成16年12月1日		800	取得	
平成16年12月1日	新株予約権付社債券	17,615	取得	255,460円

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

## (6) 【保有株券等の取得資金】

## ① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	4,507,383 (千円)
借入金額計 (U) (千円)	—
その他金額計 (V) (千円)	—
上記 (V) の内訳	普通株式 832 株は借り株である。
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	4,507,383 (千円)

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Stanfield Financial Inc., a corporation incorporated and existing under the laws of British Virgin Islands (the "Company"), does hereby appoint Mr. Junji Masuda, an attorney-at-law of Asahi Koma Law Offices, as its true and lawful agent and attorney-in-fact with full power of substitution, to represent the Company in connection with the filing with the Director of Kanto Local Finance Bureau and/or other governmental authorities in Japan of all necessary reports on substantial shareholding in the name of the Company or any amendment or modification thereto required by the Securities and Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948, as amended), in relation to acquisition, purchases, disposal and sales from time to time of any shares and/or share acquisition rights to acquire shares (whether standing alone or attached to bonds) in INTERNET RESEARCH INSTITUTE, INC. and/or exercise from time to time of the said share acquisition rights by the company.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this power of attorney to be executed in its name and on its behalf by the undersigned on this 3RD day of December, 2004.

Stanfield Financial Inc.

By: \_\_\_\_\_

Avi Vidger

Authorized signatory

(訳文)

## 委任状

英領バージン諸島法に基づき設立され存続する法人であるスタンフィールド・フィナンシャル・インク（以下「当会社」という）は、本書により、あさひ・狛法律事務所の弁護士榊田淳二氏を、当会社の法律上及び事実行為の代理人として復代理人選任の権限も含めて選任し、当会社による、株式会社インターネット総合研究所の株式及び/又は新株予約権（新株予約権単独又は新株予約権付社債に付された新株予約権）の取得、購入、処分又は売却の際、及び/又は前記新株予約権の行使の際に日本の証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）上要求される、大量保有報告書及びその変更報告書及び訂正報告書を日本の関東財務局長その他の管轄官庁に提出する権限を与える。

上記の証として、2004 年 12 月 3 日、当会社はその名義でこの委任状を下記署名人により作成した。

スタンフィールド・フィナンシャル・インク

（署名）

氏名： アヴィ・ヴィッジャー

肩書： 署名権者

上記正訳いたしました。

弁護士 松田 暖

